

中東知的財産ニュースレター Vol. 79

◆ 目次

1. 主要トピック

アラブ首長国連邦 (UAE)

- ・ UAE 経済省はカイロでの会合で知財法の発展に向けて UAE の貢献を強調

サウジアラビア

- ・ サウジアラビア知的財産総局 (SAIP) とシンガポール知的財産庁 (IPOS) による特許審査ハイウェイの試行プログラム開始

バーレーン

- ・ 個人出願人に対する特許料の引下げ

パキスタン

- ・ 意匠規則に関する新たな規定の採択

中東全域

- ・ グローバル・イノベーション・インデックスの 2023 年結果

2. 他のトピック

アラブ首長国連邦 (UAE)

- ・ 投資拡大を目指す UAE がブラジル・フランスの両国との経済的パートナーシップを確立
- ・ 国際政府コミュニケーション・フォーラムにおいてシャルジャ・メディア・シティ (通称 Shams) が政府コミュニケーションにおける AI について発言
- ・ 経済省が主催した知的財産に関する対話セッションに知的財産協会が参加
- ・ UAE とセルビアが包括的経済提携協定 (CEPA) に関わる交渉を開始
- ・ シャルジャ首長国の出版社 Sharjah Book Authority (SBA) は「シャルジャ国際ブックフェア」(SIBF) において開催されたパブリッシャーズ・カンファレンスの第 13 回年次会合に業界のエキスパートが集結
- ・ ドバイ税関がブランド権利者のための知的財産保護を強化
- ・ 投資機会、イノベーション支援、法的支援、および知財ワークショップに関する協力体制を目指す Future100 が 25 のパートナーシップを新たに獲得
- ・ 第 21 回アラブ・メディア・フォーラムで映画産業を変える斬新なツールとしての AI の可能性に関する論議が注目の的に

サウジアラビア

- ・知的財産、知財保護、創造性とイノベーションの育成に知財が果たす役割に関する啓発活動として SAIP が「The Game is Open キャンペーン」を開始
- ・ SAIP と Fund for the Support of Associations が知的財産プロジェクトに関する協働を定めた覚書（MOU）に署名

トルコ

- ・トルコは欧州連合への GI 申請を通じて自国の文化遺産と香料の魅力を大々的にアピールする戦略を継続中
- ・「トルコ・デザインビジョン 2030 文書」（Türkiye Design Vision 2030 Document）の実現へ向けてトルコ特許商標庁（TÜRKPATENT）が第 16 回デザイン戦略会議を主催

パキスタン

- ・パキスタン知的財産機構（IPO）とパキスタン税関が「知的財産権エンフォースメント」（IPRE）の分野に従事する職員の能力向上のための研修セッションをラホールで開催
- ・駐パキスタン特命全権大使と IPO 長官がパキスタンにおける投資機会と知財に対する認知度・能力の向上のための日本の支援の重要性について協議

クウェート

- ・模倣品の瓶入りワイン 1,500 点を製造・保管していたとして個人 2 人が逮捕

パレスチナ

- ・パレスチナ知的財産総局の 8 月の活動で特に注目されたのは 252 件の商標登録出願の受理、84 件の新規商標の承認および特許出願 2 件の受付

湾岸協力会議（GCC）

- ・GCC 特許庁が特許公報第 78 号を刊行

世界

- ・知的財産に対する人々の意識に関する世界規模の調査「Global intellectual property perception survey」の 2023 年版を WIPO が刊行
- ・国際的な法執行と知的財産犯罪に関する会議 International Law Enforcement Intellectual Property Crime Conference の 202 回目の会合に 70 か国から 450 人が参加

◆ ニュース

1. 主要トピック

アラブ首長国連邦

・ UAE 経済省はカイロでの会合で知財法の発展に向けて UAE の貢献を強調¹

UAE の知的財産部門を代表する機関である UAE 経済省は、アラブ連盟（LAS ; League of Arab States）の知的財産・競争局（Intellectual Property and Competitiveness Department）がカイロで開催した「知的財産に関する技術委員会」（Technical Committee for Intellectual Property）の第 11 回会合に参加した。知的財産・競争局は、アラブ連盟（LAS）と世界知的所有権機関（WIPO）が 2000 年 7 月に取り交わした覚書（MOU）の結果として、LAS 理事会決議 6071 号（LAS Council Resolution No. 6071 ; 2000 年 3 月 12 日より施行）及び LAS 事務局長決定 89/1 号（LAS SG Resolution No. 89/1 ; 2012 年 4 月 4 日より施行）に従って設立されたものである。²

「知的財産に関する技術委員会」の主要な関心事は、知的財産権保護の分野におけるアラブ諸国間の協力に関するガイドラインの策定である。イノベーション文化の情勢を絶えず意識しつつ知的財産問題に関してアラブ・コミュニティ内部における意識向上を図ることが、同委員会の任務だからである。

今回の会合では、小委員会の提言の実施、アラブ諸国の産業財産に関する文書の作成、広域的な技術サポートネットワークの確立、著作権および著作隣接権をめぐる課題への対処、以上の主題に関する調査報告書草案の取りまとめといった議題について協議が行われた。

UAE 経済省は、政府や民間セクターに属するパートナーとの地域的・広域的・世界的な協力により、国際標準に合致した包括的な知的財産保護環境を確立することを目指している。

サウジアラビア

・ サウジアラビア知的財産総局（SAIP）とシンガポール知的財産庁（IPOS）による特許審査ハイウェイの試行プログラム開始³

サウジアラビア知的財産総局（SAIP ; Saudi Authority for Intellectual Property）は、シンガポール知的財産庁（IPOS ; Intellectual Property Office of Singapore）との特許審査ハイウェイ構想（PPH ; Patent Prosecution Highway）に基づく PPH 試行プログラムに正式に参加した。これにより、創造的精神の振興と特許審査プロセスの合理化を目指すサウジアラビアの知的財産政策の発展に大きな一歩が刻まれることとなった。

¹ <https://wam.ae/en/details/1395303201384> (2023.9.25)

² [wipo_ace_9_16.docx \(live.com\)](#) (2014.1.17)

³ [ipos-saip-pph-guidelines.pdf](#)

この PPH 試行プログラムは 2023 年 9 月 12 日から 2 年間にわたって実施され、2025 年 9 月 11 日に終了する予定である。

出願人が特許クレームについて SAIP または IPOS から肯定的な査定結果を受け取っている場合、当該クレームに対応するクレームを相手国の当局が審査する際に早期審査を請求することができる。しかも、それぞれの国の当局は、相手国の当局が過去に行った作業の成果を利用することが認められる。

さらに、SAIP がすでに以下の国の当局と同様の PPH 協定を取り交わしているという事実を指摘しておくべきであろう：米国特許商標庁 (USPTO)⁴；韓国特許庁 (KIPO)⁵；日本国特許庁 (JPO)^{6,7}；中国国家知識産権局 (CNIPA)^{8,9}；欧州特許庁 (EPO)¹⁰。

バーレーン

・個人出願人に対する特許料の引下げ

バーレーン工業商業省 (Ministry of Industry and Commerce) は、バーレーンにおけるイノベーションの推進と知的財産権保護を図るという構想を新たに導入した。この構想の波及効果として、個人の特許登録に適用される公定料金が引き下げられることになった。今回の料金引き下げに関する同省の決定は、2023 年 9 月 21 日付の官報第 3699 号によって告知されている。¹¹

工業商業省は、公定料金の引下げに伴う最近の規制面の変化を通じて、自らの革新的なアイデアを保護し、共有しようとする個人発明家に対し、より取りつきやすいルートを提供することが可能になる。

| サービス | 過去の公定料金 | 現在の公定料金 |
|-----------|--|--|
| 特許出願の願書受付 | 270 BHD (米ドル換算でおよそ 716 ドル/ 日本円で 106,705 円) | 40 BHD (米ドル換算でおよそ 106 ドル/ 日本円で 15,797 円) |

⁴ [Cooperation Arrangement between the USPTO and the Saudi Authority for Intellectual Property of the Kingdom of Saudi Arabia on the PPH](#)

⁵ [Microsoft Word - Draft \[KIPO-SAIP\] Procedures to KIPO final.doc](#)

⁶ [saudiarabia_jpo_en.pdf](#)

⁷ [saudiarabia_saip_en.pdf \(jpo.go.jp\)](#)

⁸ [附件 2《在中沙专利审查高速路 \(PPH\) 试点项目下向中国国家知识产权局 \(CNIPA\) 提出 PPH 请求的流程》\(英文\)](#)

⁹ [附件 4《在专利审查高速路试点项目下向沙特知识产权局 \(SAIP\) 提出请求的流程》\(英文\) \(cnipa.gov.cn\)](#)

¹⁰ [2022-a59.pdf \(epo.org\)](#)

¹¹ https://drive.google.com/file/d/1VbGpAvkwkvcTnpfd8Z9D8omdxNBSnL_6/view (2023.9.21)

| | | |
|-----------------|---|--|
| 国家特許庁による出願の実体審査 | 280 BHD (米ドル換算でおおよそ 742 ドル/ 日本円で 110,580 円) | 250 BHD (米ドル換算でおおよそ 663 ドル/ 日本円で 98,807 円) |
| 公開料および特許付与料 | 160 BHD (米ドル換算でおおよそ 424 ドル/ 日本円で 63,189 円) | 50 BHD (米ドル換算でおおよそ 132 ドル/ 日本円で 19,672 円) |

(表中の通貨単位はバーレーン・ディナール(BHD))

パキスタン

・意匠規則に関する新たな規定の採択

パキスタン連邦政府は、2023年3月11日付の官報第II部により公開され、その直後に施行された「2023年意匠規則」(Designs Rules, 2023)^{12 13}に関して新たな規定を採択した。

「2000年登録意匠令」(Registered Designs Ordinance, 2000) (以下「意匠令」という)に基づく新たな意匠規則に見られる顕著な特徴は以下のようなものである。

➤ 料金

意匠令に基づく出願および登録に課される料金は、2023年規則により引き上げられた。改定後の料金は同規則の「付則その1」(First Schedule)に示されている。



Registered Designs
Rules, 2023-Part 1.pdf¹²



Registered Designs
Rules, 2023-Part 2.pdf¹³

➤ **書式**

新たな書式（願書の書式および委任状の書式）が導入された。新たな書式¹⁴では、認証は出願人または正当な権限を有する役員の署名だけでよく、以前のように公証人や領事等による認証が要求されることはない。

➤ **意匠が使用される商品の分類**

意匠登録に関して、ロカルノ協定に基づく分類（ロカルノ分類）と同等の新たな分類システムが導入された。新規則の「付則3」では、各種の意匠がこの新システムに基づく32の類（class）に分類されている。¹⁵

➤ **提出を求められる意匠の表現**

意匠の表現は、以下のいずれかの形で提出されるものとする。-

- a) 図画；
- b) 写真；
- c) 立体模型；
- d) 以上のいずれかの組合せ；
- e) 上記以外の意匠の視覚的表現

意匠の表現はカラーでも白黒でもよい。登録官が要求した場合、意匠の表現とともに当該意匠の見本を提出しなければならない。意匠は、当該意匠を完全に開示した1つの画像によって表現されていても、複数の画像によって表現されていてもよい。意匠が用いられる製品が可動式の部品を伴っている場合、それらの部品のあらゆる様相が描出されていなければならない。

意匠の表現には、寸法表示以外の余分な線や説明的な文言が含まれていてはならない。新規な特徴を強調するために陰影をつける必要がある場合には、視認の妨げとならない淡い陰影を用いるものとする。

登録官は、意匠を問い入れた製品を完全に描出するために追加の画像を請求することができる。ただし、当初提出された画像に由来しない新規の要素を盛り込んだ新たな画像が要求されることはない。セットとして使用される複数の製品（組物）に意匠が適用される場合、それぞれの表現は、その組物に含まれる複数の製品について想定される配置をすべて示すものでなければならない。



Form D-13.doc

14



Design

15 Classification.docx

➤ **出願の審査**

2023年規則は、意匠出願の審査手続に適用される期限を以下のように定めている。

- 出願は、当該出願が受理されてから **2か月以内**に審査されることとする。
- 審査報告書は、紙媒体による文書または電子文書の形で、出願人または同人が委任した代理人に送付されるものとする。出願人または同人の代理人は、審査報告書が正式に交付された日から **2か月以内**に、当該報告書に対する答弁書を提出するものとする。所定の方法に従って期限の延長を求める申請がなされ、所定の料金が併せて支払われた場合、その申請に基づき、前記の提出期限（当局からの異議の取下げ期間）は最初の審査報告書の日付から **6か月**を上限として延長されることがある。

➤ **登録証**

登録官が意匠登録の承認を決定した場合、所定の書式を用いた申請書の提出と所定の料金の支払に基づき、登録証が発行されるものとする。

登録上の意匠権者が追加の登録証または登録証の写しを請求する場合、その請求は所定の方法に従って行われ、所定の料金が併せて支払われるものとする。

➤ **意匠の公開**

登録証の発行後、登録官は、毎週発行される特許公報および官報の誌上で登録された意匠を公開する。この際に公開される情報は以下のとおりである。

- a) 意匠出願の出願日；
- b) 登録日；
- c) 優先日（優先権が主張される場合に優先権主張に基づいて認められる優先日）および優先権に
関係する国または地域の名称；
- d) 登録上の意匠権者の名称・氏名および住所；
- e) **意匠登録の対象となる商品（その分類番号を含む）**；
- f) 登録番号；
- g) **意匠の表現**；
- h) 登録官が適当と見なした上記以外の情報

登録官は、自らの判断に従い、意匠を表現した一または複数の画像の中から当該意匠を最も的確に描出していると思われる画像を選択して公開することができる。

➤ **更新手数料支払期限の延長**

更新手数料の不払を理由として意匠登録が失効した場合、その意匠登録は回復可能である。意匠権者または（共有された意匠の場合には）意匠権者の代表は、登録失効から **6か月以内**に、登録間の許可を得て回復申請を行うことができる。申請に当たっては、未払いの更新手数料の支払と、手

数料滞納に関する説明を記載した陳述書（適切に確認されたもの）の提出が要求される。必要に応じて、登録官から新たな証拠の提出が要求される場合もある。

➤ **意匠登録の取消（異議申立）**

意匠登録の取消には以下のような手続が関わってくる。

以下の事項を記載した取消申請書を登録官に提出し、所定の料金を支払う。

- 取消理由の陳述
- 申請人の主張を裏づける証拠
- 当該意匠に関わる申請人の利益の性質

登録意匠の意匠権者が申請に対し反駁する場合、**1 か月以内**に答弁書を提出しなければならない。

期限内に答弁書が提出されなかったという事実は、取消申請に対し反駁する意思が意匠権者にならないものと解釈される。

登録意匠の意匠権者が答弁書を作成する場合、以下の条件に従わなければならない。

- 自らが援用する事実を簡潔に提示すること。
- 取消理由の陳述書に含まれる主張のうち、自らがどの主張を否定する旨を明記すること。
- 認容しえない主張と、否定はされないが申請人からの証拠提供が必要とされる主張を明確に示すこと。
- 認容される主張を明示し、真実の陳述により確認すること。

当事者双方は、登録間の許可を得て自らの主張を裏づける証拠を提出すると同時に、互いの証拠を共有することができる。証拠の提出が完了した後、または答弁書の提出から **1 か月以内**に、登録官は審問の日程を定め、**10 日以上**の猶予期間付きの通知書を当事者に交付して日程を通知する。

登録官による審理は、以下のように進められる。

- 登録官の考量（登録官が証拠を受け取っており、当事者全員が証拠を共有していることを前提とする）

当事者が審問への参加を希望する場合、その旨を登録官に通知しなければならない。

審問の終了後、または当事者双方が審問に出頭しなかった場合、登録官は決定を下し、その決定を当事者に伝える。当事者双方は、所定の方法に従って決定の理由の開示を求めることができる。

➤ **上訴**

登録官の決定に不服のある当事者は、決定の通知から **9 日以内**に、その決定に対する上訴を所轄の高等裁判所に提起することができる。原告が登録官の決定を受け取った日が上訴期間の起算日となる。原告は上訴の理由を提示しなければならない。

中東全域

・ **グローバル・イノベーション・インデックスの 2023 年結果¹⁶**

グローバル・イノベーション・インデックス（GII）の 2023 年結果が世界知的所有権機関（WIPO）によって発表され、アラブ首長国連邦は中東・北アフリカ地域（MENA）で最もイノベティブな国家としての地位を保った。それに続くのはトルコ、サウジアラビア、カタールである。

過去 4 年間に、特にパンデミックの勃発以降、中東・北アフリカ地域ではサウジアラビアとパキスタンが著しい進歩を見せつけている。トルコおよびイラン・イスラム共和国は、過去 10 年の間に中東・北アフリカ地域の傑出したイノベーターとして浮上してきた。

UAE は、安定して自らの地位を保持しており、世界でも 32 位という好位置からトップ 30 に迫りつつある。UAE の 2022 年のランキングは世界で 31 位、地域では 1 位であった。UAE の全体的なランクは昨年からさらに上がっており、7 年連続でアラブ地区の首位を走り続けている。¹⁷ UAE はここ 10 年間に大きな経済的シフトを実現し、通商、観光およびサービスの中心として繁栄するようになった。

GII 2023 のプロフィールによれば、知財関連の格付けはまだ発展途上の感があるものの、UAE は知的財産の重要性を重視するという約束を堅守している。¹⁸

| グローバル・イノベーション・インデックス：UAE の経済的プロフィール（前年比 2022 ¹⁹ ） | | | | |
|--|--------|------|------|------|
| | 評価/スコア | | 順位 | |
| | 2023 | 2022 | 2023 | 2022 |
| ビジネス環境 | 91.7 | 89.4 | 2 | 1 |
| 高等教育 | 71.2 | 71.5 | 1 | 1 |
| 情報通信技術（ICT） | 89.0 | 90.2 | 14 | 13 |
| 一般的インフラストラクチャー | 58.4 | 64.6 | 8 | 4 |
| イノベーションの連動 | 56.3 | 47.8 | 15 | 19 |

¹⁶ <https://www.wipo.int/edocs/pubdocs/en/wipo-pub-2000-2023-en-main-report-global-innovation-index-2023-16th-edition.pdf>

¹⁷ [Innovation | The Official Portal of the UAE Government](#)

¹⁸ [WIPO to Support IP Projects in the UAE \(2023.2.18\)](#)

¹⁹ [ae.pdf \(wipo.int\)](#)

| 知的財産関連の項目 | | | | |
|--------------------------|-------------|-----|------------|-----|
| 知的財産に対する支払額（取引高全体に占める％） | 0.7 | 0.7 | 58 | 56 |
| 国内出願による特許/bn PPP\$ GDP | 0.1 | 0.1 | 112 | 113 |
| PCT 出願による特許/bn PPP\$ GDP | 0.1 | 0.2 | 54 | 55 |
| 国内出願による実用新案/bn PPP\$ GDP | 0.0 | 0.0 | 72 | 76 |
| 知的財産による受領額（取引高全体に占める％） | 1.0 | 1.0 | 22 | 21 |
| 国内出願による商標/bn PPP\$ GDP | 11.4 | 9.7 | 109 | 110 |
| 国内出願による意匠/bn PPP\$ GDP | 0.1 | 0.1 | 110 | 115 |

サウジアラビア（48位）とカタール（50位）は、ともに世界のトップ50に入る地位を確保している。中東の他の経済圏（67位のバーレーン、69位のオマーン、71位のヨルダン、86位のエジプト等）も、イノベーション格付けの面で注目すべき上昇を示している。バーレーンとオマーンはトップ70の一角に食い込むまでになっているが、ヨルダンは僅差でトップ70から外れることとなった。

明らかに、中東はイノベーション格付けにおいて一貫した上昇の動きを示している。

2. 他のトピック

アラブ首長国連邦（UAE）

・投資拡大を目指す UAE がブラジル・フランスの両国との経済的パートナーシップを確立（2023年9月3日、2023年9月26日、2023年9月28日）

<https://wam.ae/en/details/1395303192101>

<https://wam.ae/en/details/1395303201997>

<https://wam.ae/en/details/1395303202729>

・国際政府コミュニケーション・フォーラムにおいてシャルジャ・メディア・シティ（通称 Shams）が政府コミュニケーションにおける AI について発言（2023年9月8日）

<https://wam.ae/en/details/1395303194845>

・経済省が主催した知的財産に関する対話セッションに知的財産協会が参加（2023年9月9日）

<https://www.facebook.com/photo/?fbid=685789130248722&set=pcb.685789173582051>

<https://www.instagram.com/reel/Cw72r6yt0Mb/?igshid=NTc4MTIwNjQ2YQ%3D%3D&fbclid=IwAR3V98WhKHYLmd2oDnKgbpCm7uqq-PVYzXpYpjXQMkt2-4rte77bD2u21kA>

<https://www.facebook.com/reel/641096241440411>

・UAE とセルビアが包括的経済提携協定（CEPA）に関わる交渉を開始（2023年9月18日）

<https://wam.ae/en/details/1395303198789>

・ シャルジャ首長国の出版社 Sharjah Book Authority (SBA) は「シャルジャ国際ブックフェア」(SIBF) において開催されたパブリッシャーズ・カンファレンスの第 13 回年次会合に業界のエキスパートが集結 (2023 年 9 月 18 日)

<https://wam.ae/en/details/1395303198703>

・ ドバイ税関がブランド権利者のための知的財産保護を強化 (2023 年 9 月 21 日)

<https://twitter.com/DubaiCustoms/status/1704912638600265757>

・ 投資機会、イノベーション支援、法的支援、および知財ワークショップに関する協力体制を目指す Future100 が 25 のパートナーシップを新たに獲得 (2023 年 9 月 24 日)

<https://wam.ae/en/details/1395303200881>

<https://future100.ae/>

・ 第 21 回アラブ・メディア・フォーラムで映画産業を変える斬新なツールとしての AI の可能性に関する論議が注目の的 (2023 年 9 月 27 日)

<https://wam.ae/en/details/1395303202729>

サウジアラビア

・ 知的財産、知財保護、創造性とイノベーションの育成に知財が果たす役割に関する啓発活動として SAIP が「The Game is Open キャンペーン」を開始 (2023 年 9 月 6 日)

<https://www.saip.gov.sa/en/news/2161/>

・ SAIP と Fund for the Support of Associations が知的財産プロジェクトに関する協働を定めた覚書 (MOU) に署名 (2023 年 9 月 17 日)

<https://twitter.com/SAIPKSA/status/1703397529751036265>

トルコ

・ トルコは欧州連合への GI 申請を通じて自国の文化遺産と香料の魅力を大々的にアピールする戦略を継続中 (2023 年 9 月 8 日、2023 年 9 月 9 日)

<https://twitter.com/mfatihkacir/status/1700101714244768063>

<https://www.turkpatent.gov.tr/en/news/milas-yagli-zeytini-registered-by-the-european-union>

・ 「トルコ・デザインビジョン 2030 文書」 (Türkiye Design Vision 2030 Document) の実現へ向けてトルコ特許商標庁 (TÜRKPATENT) が第 16 回デザイン戦略会議を主催 (2023 年 9 月 13 日)

<https://www.turkpatent.gov.tr/en/news/turkiye-design-vision-2030-workshop>

<https://wdo.org/turkey-outlines-2030-design-vision/>

パキスタン

・パキスタン知的財産機構（IPO）とパキスタン税関が「知的財産権エンフォースメント」（IPRE）の分野に従事する職員の能力向上のための研修セッションをラホールで開催（2023年9月21日）

<https://ipo.gov.pk/node/2607>

・駐パキスタン特命全権大使と IPO 長官がパキスタンにおける投資機会と知財に対する認知度・能力の向上のための日本の支援の重要性について協議（2023年9月25日）

<https://ipo.gov.pk/node/2613>

クウェート

・模倣品の瓶入りワイン 1,500 点を製造・保管していたとして個人 2 人が逮捕（2023年9月19日）

<https://www.khaleejtimes.com/world/gulf/two-arrested-for-manufacturing-storing-1500-bottles-of-counterfeit-wine-in-kuwait>

パレスチナ

・パレスチナ知的財産総局の 8 月の活動で特に注目されたのは 252 件の商標登録出願の受理、84 件の新規商標の承認および特許出願 2 件の受付（2023年9月18日）

<https://www.mne.gov.ps/newsdetails.aspx?NewsId=6571>

湾岸協力会議（GCC）

・GCC 特許庁が特許公報第 78 号を刊行（2023年9月4日）

<https://www.gccpo.org/Doc/PatentGazette/Gazette/Gazette-E/78.pdf>

世界

・知的財産に対する人々の意識に関する世界規模の調査「Global intellectual property perception survey」の 2023 年版を WIPO が刊行（2023年9月14日）

<https://www.wipo.int/edocs/pubdocs/en/wipo-pub-rn2023-36-en-wipo-pulse.pdf>

・国際的な法執行と知的財産犯罪に関する会議 International Law Enforcement Intellectual Property Crime Conference の 202 回目の会合に 70 か国から 450 人が参加（2023年9月19日、2023年9月26日）

<https://www.interpol.int/en/News-and-Events/News/2023/Media-invitation-2023-International-Law-Enforcement-IP-Crime-Conference>

<https://iipcic.org/conference.php>

<https://www.interpol.int/en/News-and-Events/News/2023/Capitalizing-on-immersive-learning-to-fight-IP-crime>

[特許庁委託]

中東知的財産ニュースレター Vol. 79

[著者]

United Trademark & Patent Services



[発行]

日本貿易振興機構 ドバイ事務所



2023年10月発行 禁無断転載

本ニュースレターは、United Trademark & Patent Services が英語にて原文・日本語訳を作成し、JETRO ドバイ事務所がそのチェックと修正を施したものです。また、本ニュースレターは、作成の時点で入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは著者及び当事務所の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものでないことを予めお断りします。なお、本ニュースレターの内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

また、JETRO は、ご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なうようお願いいたします。本文を通じて皆様に提供した情報の利用により、不利益を被る事態が生じたとしても、JETRO はその責任を負いかねます。